

別表 利用調整基準

認可保育施設の利用調整は、本表に基づき下記①～④のとおり行うものとする。

なお、認可保育施設とは、認可保育所、認定こども園(保育部分)及び小規模保育事業をいう。

①保護者(父母又はそれに代わる者)が保育できない理由・状況に応じて、「(1)基本点数表」によりそれぞれの基本点数を設定する。2つ以上の事由があった場合、高い方の基本点数とする。

ただし、入所基準日が、出産予定日を基準として計算した産前6週(多胎妊娠の場合は14週)・産後8週の期間に該当し、「1.就労」と「2.出産」の両方の事由がある場合は、「1.就労」の点数に関わらず「2.出産」の基本点数を適用する。

②「(2)調整点数表」により、該当する状況に応じて加点・減点を行い調整点数を設定する。

③上記①及び②で算出した基本点数と調整点数を合算し、合計点数の高い世帯から利用可能とする。

④同一点数で並んだ場合は、「(3)同一点数の場合の順位表」に規定する順位により、優先順位を決定する。

(1) 基本点数表

	事 由	保護者が保育できない理由・状況	点 数
1	就労 (※1) (※2)	月の勤務時間が160時間以上で労働をしている (例:1日8時間 週5日勤務)	100
		月の勤務時間が120時間以上で労働をしている (例:1日6時間 週5日勤務)	90
		月の勤務時間が96時間以上で労働をしている (例:1日6時間 週4日勤務)	80
		月の勤務時間が80時間以上で労働をしている (例:1日5時間 週4日勤務)	70
		月の勤務時間が64時間以上で労働をしている (例:1日4時間 週4日勤務)	60
		月64時間以上居宅内で内職をしている	50
2	出産	出産前後[産前6週(多胎妊娠の場合は14週)・産後8週の期間]である	50
3	疾病 又は 負傷	疾病等で入院又は常時病臥、その他前述に相当する治療・安静を要する	100
		重度の疾病等の状態で、常に安静を要する等、保育が常時困難である	70
		前2項目を除く程度の疾病等の状態で、保育が困難である	50
4	障害	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1を有し、常時保育が困難である	100
		身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B2を有し、常時保育が困難である	80
		身体障害者手帳4～6級を有し、常時保育が困難である	60
5	介護 又は 看護	保護者の親族が、離床できない者・障害者(身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1)又はそれに類する程度の病人等であり、看護・介護や入院・通院・通所の付き添いで常時保育が困難である	90
		前項目に該当しない範囲で、保護者の親族が、病人や障害者の親族の看護・介護や入院・通院・通所の付き添いのため、常時保育が困難である	40
6	災害	震災・風水害・火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている	100
7	求職	日中求職活動のため、外出することを常態としている	30
8	就学 又は 職業訓練 (※2)	月160時間以上就学している	100
		月120時間以上就学している	90
		月96時間以上就学している	80
		月80時間以上就学している	70
		月64時間以上就学している	60
9	育児休業中	育児休業中であり、入所後45日以内に復帰をしない場合	20
10	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等	100
11	市外(※3)	柏原市外に在住している	15

(※1) 就労の勤務時間は、実働時間と休憩時間を合計した時間とする。ただし、休憩時間は1日1時間以内とする。育児休業中であって、入所後45日以内に復職される場合は、「1.就労」の基本点数とする。

(※2) 入所後45日以内に就労又は就学等をしない場合は、「7.求職」の基本点数とする。

(※3) 基本点数の事由が「市外」となった場合は、調整点数(加点・減点)は適用されず、すべての世帯を30点とする。ただし、利用申込月中に転入予定であり、賃貸契約書等、転入を証明できる書類がある場合又は、保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等で就労(内定)している場合を除く。

(2)調整点数表

	保護者及び申込児童等の状況		対象者	必要書類	点数
A	保育の代替手段	①18歳以上65歳未満の同居人の「就労証明書」、「現況届出書」等、保育ができないことを証明する書類の提出がない場合	当該年度4月1日時点で18歳以上又は65歳未満の同居人	就労証明書又は学生証(在学証明書)又は現況届出書	-8
		②既に入所申し込みをしておりその待機期間中に恒常的に、一時保育サービスや認可外保育施設等を有償で月48時間以上利用することを証明する書類の提出がある場合 ただし、下記項目に該当するごとに点数-3 (Ⅰ)月120時間未満の利用である (Ⅱ)保護者が育児休業中である (Ⅲ)申込日又は利用希望日の直近3か月の利用を証明する書類の提出がない	保育の認定要件により認可外保育施設等を利用している児童	契約書又は利用月と利用時間がわかる領収書等	9
B	世帯の状況	①ひとり親世帯又はそれに準ずる世帯(※1)	ひとり親世帯	-	9
			ひとり親世帯に準ずる世帯	事件係属証明書の写し	
		②生活保護世帯	生活保護受給世帯	-	5
		③関係機関における証明書類があり、社会的養護が必要で里親委託が行われている世帯	里親委託が行われている世帯	関係機関等の証明書類	35
C	就労	①保護者のうち、どちらか1人が単身赴任をしている場合	左記該当の保護者	就労証明書	9
		②利用調整時点で内定状態の場合	左記該当の保護者	就労証明書	-9
		③保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※2)において、常勤又は常勤に準ずる者として、月160時間以上就労(内定)している	保育士	就労証明書	50
		④保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※2)において、常勤又は常勤に準ずる者として、月120時間以上就労(内定)している	保育士	就労証明書	40
		⑤保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※2)において、月96時間以上就労(内定)している	保育士	就労証明書	30
		⑥保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※2)において、月80時間以上就労(内定)している	保育士	就労証明書	20
		⑦保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市内の保育所等(※2)において、月64時間以上就労(内定)している	保育士	就労証明書	10
		⑧保護者が保育士の資格を有しており、かつ、柏原市外の保育所等(※2)で就労(内定)している	保育士	就労証明書	5
D	疾病及び障害	①保護者が重度の疾病・障害である	保育必要事由が「疾病又は負傷」、「障害」以外の保護者	現況届出書又は障害者手帳の写し	5
		②保護者が前項に該当しない程度の疾病・障害である	保育必要事由が「疾病又は負傷」、「障害」以外の保護者	現況届出書又は障害者手帳の写し	3
E	介護及び看護	保護者が離床できない者、障害者(身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A～B1)の親族を介護・看護している	保育必要事由が「介護又は看護」以外の保護者	現況届出書又は障害者手帳の写し	2
F	求職中	①求職活動状況を証明する書類の提出がある	求職者	ハローワーク登録受付票の写し	2
		②生計中心者の失業により、就労の必要性が高い	自己都合による退職に伴う失業以外の失業者	失業を証明する書類、生計中心者を証明する書類等	5
G	就学	通信制大学・通信教育等、主に自宅で就学している場合	左記該当の保護者	-	-10
H	こどもの状況	①入所時点で柏原市内の認可保育施設を利用しているきょうだいがいる場合	1人いる世帯	-	6
			2人いる世帯	-	7
			3人以上いる世帯	-	8
		②3人以上同時に認可保育施設の申込みをしている場合	左記該当の世帯	-	4
		③2人同時に認可保育施設の申込みをしている場合	左記該当の世帯	-	3
		④未就学の多胎児を養育している場合	左記該当の世帯	-	1
		⑤2歳クラスまでの市内認可保育施設の卒園予定児で、保育の継続を図る必要がある場合	左記該当の世帯	-	2

※1 ひとり親は、事実婚や親族以外の同居人がいる場合は対象外となります。なお、ひとり親に準ずる世帯(離婚調停中)は、証明書類の提出が必要になるほか、住民基本台帳上で配偶者と同居した場合も対象外となります。

※2 保育所等とは、「認可保育所」「認定こども園(保育部分)」「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」をいう

(3)同一点数の場合の順位表

区分	内 容
1	ひとり親世帯
2	きょうだいがすでに認可保育施設を利用している児童
3	養育している児童(小学生以下)が多い世帯
4	きょうだいとの月齢差が小さい児童
5	所得金額の低い世帯(※)
6	待機期間が長い児童

※保育料算定時の市町村民税所得割額(非課税の場合は収入)が少ない世帯
(市民税未申告等で税情報が確認できない場合は選考上、優先されない)